

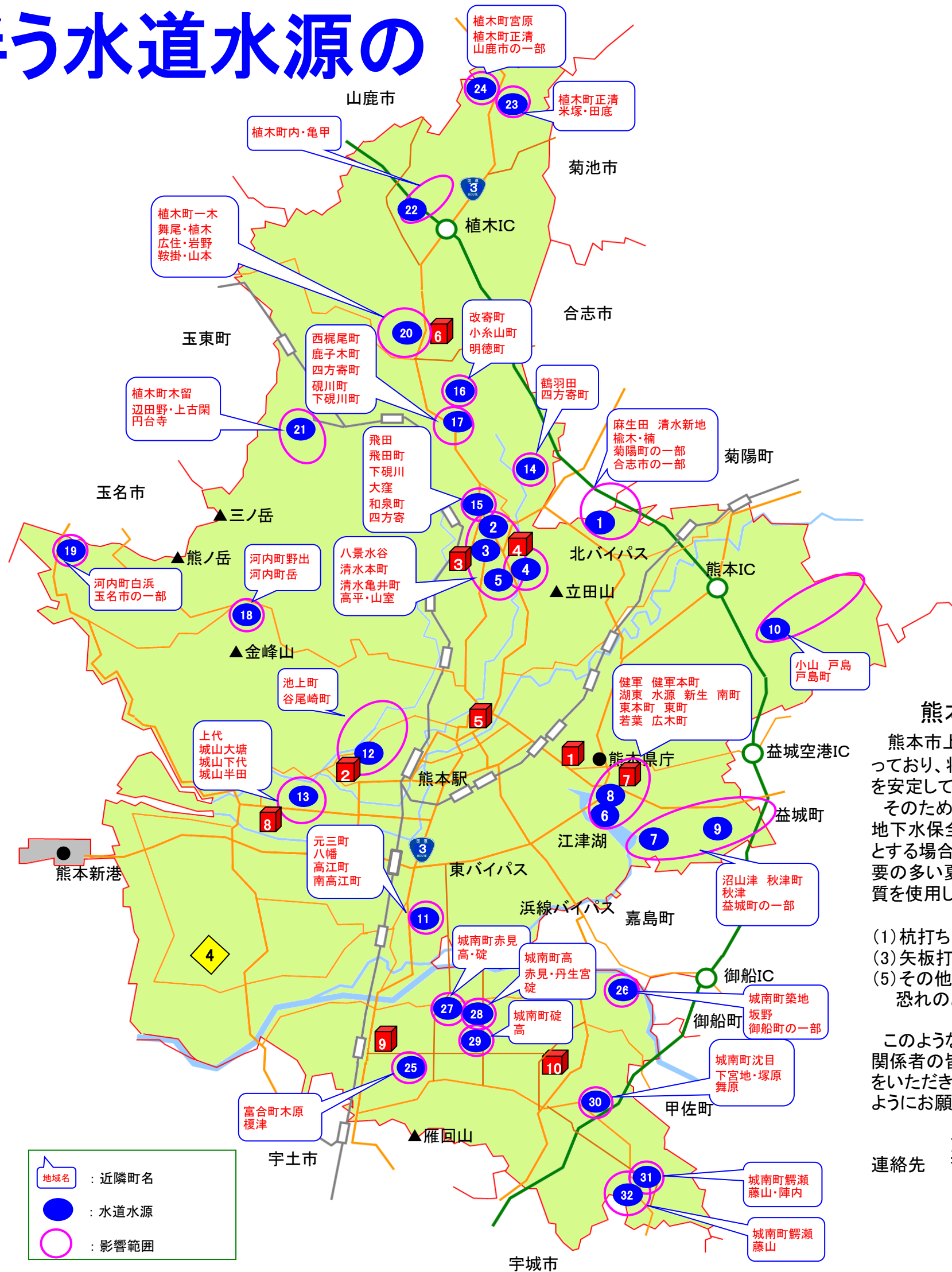
# 建設工事に伴う水道水源の保全について

## 営業所など

- 1 熊本市上下水道局
- 2 西部上下水道センター
- 3 北部上下水道センター
- 4 水の科学館
- 5 熊本市役所・中央区役所
- 6 北区役所
- 7 東区役所
- 8 西区役所
- 9 南区役所
- 10 南部上下水道センター

## 取水施設

- 1 麻生田水源地
- 2 一本木水源地
- 3 山室水源地
- 4 八景水谷水源地
- 5 亀井水源地
- 6 健軍水源地
- 7 秋田水源地
- 8 庄口水源地
- 9 沼山津水源地
- 10 託麻水源地
- 11 川尻水源地
- 12 池上水源地
- 13 城山水源地
- 14 鶴羽田水源地
- 15 飛田水源地
- 16 改寄水源地
- 17 西梶尾水源地
- 18 追分水源地
- 19 白浜水源地
- 20 一木水源地
- 21 木留水源地
- 22 山本水源地
- 23 大塚水源地
- 24 西宮原水源地
- 25 新水源地
- 26 舞原水源地
- 27 赤見水源地
- 28 高水源地
- 29 碓水源地
- 30 沈目水源地
- 31 本鰐瀬水源地
- 32 工業団地水源地



## 熊本市上下水道局からのお願い！

熊本市上下水道局では、水源のすべてを地下水で賄っており、将来にわたって、市民の皆様へ安全な飲料水を安定して供給できますよう努力しているところです。そのため、影響が懸念される地域においては、熊本市地下水保全条例に基づき、次に掲げる工事を施工しようとする場合には、事前協議書を提出していただき、水需要の多い夏場を除いた工期や水質の変化につながる物質を使用しない工法等をお願いしています。

- (1) 杭打ち工事
- (2) 地盤改良工事
- (3) 矢板打ち工事
- (4) 推進工事又はシールド工事
- (5) その他水質の保全又は水量の確保に影響を及ぼす恐れのある工事

このようなことから、水源地の周辺で工事を予定される関係者の皆様には、上水道の公共性と重要性にご理解をいただき、事前に下記連絡先までご相談いただけますようお願いいたします。

熊本市上下水道局水運用課(本館3階)  
 連絡先 〒862-8620 熊本市水前寺6丁目2番45号  
 電話番号 (096)381-7070